



2024年11月15日

各位

会社名 株式会社ジョイフル本田
代表者名 代表取締役社長 平山 育夫
(コード番号 3191 東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部部長兼広報・IR部長
久保 裕彦
(電話番号 029-822-2215)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、1975年の設立以来、ホームセンター事業を中心に、豊富な商品、サービス、知識を通じてお客様の「不」を解消し、快適なライフスタイルを提供・提案してきました。2025年6月期は「ジョイフル本田のファンをつくる！！」との基本方針の下、主要テーマを①「人への投資」、②「お客様の問題解決に本気で取り組む」、③「デジタル戦略」、④「既存店の魅力をあげるための投資」、⑤「積極的な出店できる体制の構築」と設定し、快適な労働環境・教育体制の整備、従業員の接客力強化、DXの推進、店舗設計の見直し、スピーディーな出店体制の構築などの施策を実行しております。

一方、資本市場では2023年3月31日に東京証券取引所より「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」が要請されるなど、株価・PBR向上への施策について関心が集まっております。当社はこのような要請に対し、2023年12月に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関するお知らせ」を公表し、株主還元方針として、①上場来の累進配当を今後も継続し、DOE（株主資本配当率）2.5%を目安に安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めること、②資本効率を高めてさらなるEPS増大を実現するべく、機動的かつ継続的な自己株式の取得を実施し、取得した自己株式は発行済株式総数の5%を目安として保有し、それを超える部分については原則として每期消却すること、を掲げております。

このような状況のもと、今般、当社の一部株主より当社株式を売却したい旨の意向を確認いたしました。当該売却意向を踏まえ、当社より保有株式の売却打診をした他の一部株主からも理解を得られたことから、当社として最適な当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社株主構成の能動的な再構築を図ることが可能であることから、この度、本売出しを決議いたしました。

同時に、株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、当該株式売出しの受渡期日の翌営業日から50億円および210万株を上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得については、2024年11月15日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

加えて、当社の時給制社員を含めた従業員に対して、ジョイフル本田グループ従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先とする第三者割当（以下「並行第三者割当」という。）による、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。創業50周年を迎えるにあたり、当社従業員への福利厚生増進策として、本制度を導入し、対象従業員の財産形成の一助とすることに加え、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めるとともに、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えることで人的資本強化に努めてまいります。並行第三者割当によ

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

る譲渡制限付株式としての自己株式の処分については、2024年11月15日付「従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

本売出しおよび自己株式の取得ならびに本持株会を割当予定先とする並行第三者割当による譲渡制限付株式としての自己株式の処分の同時決議は、本日時点において本邦初であると当社は認識しており、下記の点を期待しております。

- ①個人投資家層を中心に当社株式への投資機会を増大させることで、株主層の拡大や当社株式の流動性を向上させること
- ②2023年6月期～2025年6月期中期経営計画をはじめとして、投資家の皆様に当社への理解をより一層深めていただく最適な機会となること
- ③本売出しに伴う株式需給への影響も念頭に、資本コストを意識した株主還元および効率性と安全性のバランスがとれた資本構成の実現を図ること
- ④2025年6月期の主要テーマである「人への投資」の一環として、当社従業員が安心して長く働ける環境整備を更に推進することで、当社の持続的な企業価値向上を図ること

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種類および数 | 当社普通株式 7,513,300株 |
| (2) 売 出 人 お よ び
売 出 株 式 数 | アークランズ株式会社 4,438,000株
株式会社常陽銀行 1,683,300株
損害保険ジャパン株式会社 296,000株
中山福株式会社 296,000株
株式会社エイチエス 200,000株
株式会社エイチエフ 200,000株
株式会社エイチワイ 200,000株
本田 理 200,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年11月25日（月）から2024年11月28日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 2024年12月2日（月）から2024年12月5日（木）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売 出 価 格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 | 平山 育夫に一任する。 |
| (10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、2024年11月15日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数 | 当社普通株式 1,126,900株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より1,126,900株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 平山 育夫に一任する。 | |
| (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、2024年11月15日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

<ご参考>

1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,126,900株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2024年12月18日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2024年12月18日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引およびシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエアオプションの付与および株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しとは別に、本持株会を割当予定先とする並行第三者割当による譲渡制限付株式としての自己株式の処分が行われます。並行第三者割当による自己株式の処分にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則第2条第3項に基づく引受人の買取引受けによる売出しの引受人からの要請に従っており、仮に並行第三者割当による自己株式の処分が引受人の買取引受けによる売出しにおける親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

(2) ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社エイチエス、株式会社エイチエフ、株式会社エイチワイおよび本田 理ならびに当社株主である本田 智史、本田 隼人、本田 裕也、株式会社アスクリエーションおよび公益財団法人本田記念財団は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、ストックオプションとしての新株予約権等の発行およびその権利の行使による当社普通株式の交付ならびに並行第三者割当による譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、本持株会は、並行第三者割当により譲渡制限付株式として引き受ける当社普通株式について、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、譲渡制限付株式割当契約書に基づく譲渡制限の解除に伴う通常の会員持分への振替および当社による当社株式の無償取得等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。